



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 695 号 (一部抜粋)



平成 29 年 8 月 30 日



◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ J A S 法改正について ◆



農林物資の規格化等に関する法律（J A S 法）及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律が成立・公布されました。J A S 法改正の概要について、ご紹介します。

(1)規格の対象の拡大

従来は、製品の「品質」に関するものが J A S 規格の対象でしたが、今回の改正により、「生産方法」（プロセス）、「取扱方法」（サービス等）、「試験方法」についても J A S 規格として制定できるようになりました。

(2)マークの表示対象の拡大

J A S 規格の対象が拡大したことで、マークの表示対象も広がりました。今回の改正により、「取扱方法」が規格に適合していることを表すために製品の取扱いを行う業者の広告等へマークを表示したり、規格で定められた「試験方法」により一定の基準を満たして試験を行っている登録試験業者（後述）が、発行する試験証明書へマークを表示することなどが可能になりました。

(3)規格の制定の緩和

J A S 規格の対象が拡大したことに伴い、産地や業者の強みのアピールに繋がる規格などに柔軟に対応できるよう、提案できる規格原案の水準を緩和し、産地や業者が規格の提案手続きを容易に行えるように改正されました。

(4)登録試験業者の新設

「試験方法」が J A S 規格の対象に追加されたことに合わせて、「登録試験業者」が新設されました。J A S 制度で定められているとおり、試験所等が国際基準に適合している場合、農林水産大臣が「登録試験業者」として登録できるようになりました。登録試験業者は規格に適合した試験を行い、発行した試験証明書にマークを貼ることができます。

今回の J A S 法改正について、農林水産省のウェブサイトにも記載されてお

りますので、併せてご覧ください。

J A S 規格に関する農林水産省ウェブサイト：

<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>